

令和7年度

坂出都市計画地区計画の決定（坂出市決定）

坂出駅北口地区地区計画

坂 出 市

坂出都市計画地区計画の決定（坂出市決定）

都市計画坂出駅北口地区地区計画を次のように決定する。

名	称	坂出駅北口地区地区計画
位	置	坂出市元町一丁目他
面	積	1.7ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、JR坂出駅の北に位置し、駅前広場を中心とする交通結節点を形成する本市の玄関口としての機能を有している。 地区計画を定める区域は、この交通結節点としての利点を活かし、図書館を核とした拠点施設（都市機能誘導施設）を配置することで、駅前広場を含めた駅前空間での新たなにぎわい創出を図っていくことを目指している。 このため、地区計画を定め、新たな拠点施設と一体となった駅前空間を形成し、にぎわいを有する安全で快適な都市空間を形成することを目標とする。
	土地利用の方針	四国の玄関口といえるJR坂出駅前であり、その立地特性を活かし、人々がにぎわうことができる都市空間を創出するとともに、新たな拠点施設等の公共公益施設を主体とした土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	安全で快適な歩行者空間を形成する公共空地を適切に確保し、拠点施設と駅前広場をつなぐ広場空間を確保する。
	建築物等の整備の方針	市の玄関口として、健全で活気のある都市空間を創出するとともに良好な景観を誘導し、地域の拠点である駅前としての市街地環境を形成するため、建築物等の用途制限や意匠の適切な誘導を行う。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		1 公共空地（広場） 面積約 1,480 m ²
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 (2) 工場 (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) ホテル又は旅館 (5) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令で定める運動施設 (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) カラオケボックスその他これに類するもの (8) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項の規定に該当する営業に係わるもの	
	壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という。）から道路境界線までの距離の最低限度については、計画図に示す距離とする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物及び屋外広告物の色彩、意匠は、周辺環境と調和したものとする。	

「区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置、及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、ＪＲ坂出駅北口における都市機能を強化し、より効果的なにぎわいの創出を図るため、地区計画を定めるものである。

【理 由 書】

本市は令和 5 年 3 月に「坂出駅周辺再整備基本構想」を策定し、J R 坂出駅を中心とする中心市街地におけるまちづくりの方向性を示したところである。この中で、人々の移動や回遊の結節点として重点地区に定められた坂出駅前エリアにおいて、J R 坂出駅北口における都市機能を強化し、より効果的なにぎわいの創出を図るため、地区計画を定めるものである。

本地区は、J R 坂出駅の北に位置し、駅前広場を中心とする交通結節点を形成する本市の玄関口としての機能を有しており、地区計画を定める区域は、この交通結節点としての利点を活かし、図書館を核とした拠点施設（都市機能誘導施設）を配置することで、駅前広場を含めた駅前空間での新たなにぎわい創出を図っていくことを目指している。

このため、地区計画を定め、新たな拠点施設と一体となった駅前空間を形成し、にぎわいを有する安全で快適な都市空間を形成することを目標とする。

